【規程番号　行法Ｉ－005】

学校法人行吉学園監事監査規程

〔令和７年 12 月 19 日　理事会決議〕

第１章　総則

（目　的）

第１条　この規程は、監事の役割、権限を明確にし、監事による監査が適正かつ有効に行われ、学校法人行吉学園（以下「学園」という。）の教育研究機能の向上と財政の基盤確立等に寄与することを目的とする。

第２章　監事の職務権限

（監事の職務）

第２条　監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 学園の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。

(2) 学園の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後３か月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

(3) 理事会及び評議員会に出席し、意見を述べること。

(4) 学園の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに文部科学大臣に報告すること。

(5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、法令又は寄附行為により監事が行うこととされた職務。

（調査権限等）

第３条　監事は、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又は学園の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

２　理事及び職員は、監事が前項の報告又は調査を求めた場合には、速やかにこれに応じるものとする。

３　監事は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対してその監査に関する報告を求めることができる。

４　監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他私立学校法施行規則で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

（監事の責務）

第４条　監事は、私立学校法、学園寄附行為及びこの規程に基づき、常に公平不偏の立場で監事監査及びその他の職務を適切に行うことにより、学園の掲げる理念及び目的が達成できるよう努めなければならない。

２　監事は、その職務の遂行上知り得た情報を他に漏洩してはならない。監事がその職を離れた以後も同様とする。

3　監事は、その任務を怠ったときは、学園に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
4　監事がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該監事は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。記録すべき重要な事項について虚偽の記載又は記録をしたときも、同様とする。

第３章　監事監査

（監査の対象）
第５条　監事監査の対象は、次に掲げるとおりとする。
（1）学園の業務の状況（学長が行う大学の管理運営に関する事務を含む。）
（2）学園の財産の状況
（3）理事及び職員の職務執行の適法性及び妥当性
（4）内部統制システム整備の適正性
（5）情報保存管理体制及び情報開示体制の運用状況等

（業務監査の内容）
第６条　監事は、学園の業務及び理事の業務が、法令、寄附行為等に準拠して適正に執行されているかを検証する。
2　監事は、次の事項について検証するために、業務監査を実施する。
（1）理事会が決定する業務内容が、建学の精神・理念及び公共性の要請に則しているか。
（2）理事会が決定する業務内容が、学園の明確なビジョン・将来計画等に基づいた経営方針に則しているか。
（3）理事会が決定する内部統制システムの整備の基本方針及び整備の決議、決定及び具体的な整備の内容が法令及び寄附行為に適合し、業務の適正を確保する体制に即しているか。
3　監事は、次の事項について検証するために、執行監査を実施する。
（1）学園及び理事の業務執行が、経営方針、事業計画に準拠しているか。
（2）学園及び理事の業務執行が、自己点検・評価及び第三者評価に基づき行われているか。
（3）理事長及び学園業務を執行する理事がその職務の執行状況を適時かつ適切に理事会に報告しているか等、理事会が理事長及び学園業務を執行する理事の監督義務を適切に履行しているか。
（4）理事に対する利益供与、競業取引又は利益相反取引等、理事の義務に違反する行為がないか。
（5）寄附行為、計算書類等、議事録及び決裁文書その他の重要書類及び情報について、その整備・保存・管理及び開示が適切に行われているか。

（財産監査の内容）
第７条　監事は、会計業務が学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）に準拠し、また、予算統制制度に基づき執行されているかを検証する。
2　監事は、計算書類等（貸借対照表、収支計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書）及び財産目録が、計算関係書類等に表示された情報と合致しているかを確認する。
3　監事は、期中会計監査において、内部統制組織の信頼性及び取引記録等の妥当性を検証する。
4　監事は、期末会計監査において、予算差異の内容分析、資産の実在性や負債の網羅性、基本金の合目的性を検証し、その結果として、計算書類が、学園の財政状況並びに資金収支・事業活動収支の状況を適正に表示しているかを検証する。
5　監事は、会計監査人が行う会計監査の方法及び結果を把握し、自身の判断で財産監査を行う。

（監査計画の策定）
第８条　監事は、重要性、適時性その他必要な要素を考慮して監査方針を立て、適切に調査対象及び方法を選定し、監査計画を作成する。
２　監事は、監事相互間で綿密な連携を保ち、組織的かつ効率的に監査を実施するため、監査業務の分担を定めることができる。

（監査の実施方法）
第９条　監事は、業務監査及び財産監査を、次の方法により実施する。
（1）業務状況の聴取
（2）理事会議事録、常任理事会議事録、評議員会議事録、稟議書その他重要な書類・文書の閲覧
（3）会計に関する帳簿、書類等の調査
（4）その他監査の実施に必要な事項についての報告の聴取又は調査
２　監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。
（1）学園の理事及び教職員
（2）その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者
３　監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、学園の他の監事、その他これらの者に相当する者との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

（監査報告の作成）
第 10 条　監事は、毎会計年度、業務監査及び財産監査の結果を踏まえ、検討・協議を経て、正確、かつ、明瞭な監査報告を作成する。
２　前項の監査報告には、作成年月日を付記し、監事全員が署名押印する。
３　監事は、学園の継続性に重大な疑義が認められる場合には、その旨を監査報告に追記しなければならない。
４　監事は、計算関係書類（計算書類及びその附属明細書をいう。以下同じ。）及び会計監査報告を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。
（1）監事の監査の方法及びその内容
（2）会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由
（3）重要な後発事象（会計監査報告の内容となっているものを除く。）
（4）会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項
（5）監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
（6）監査報告を作成した日
５　監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、計算関係書類の作成に関する職務を行った理事及び会計監査人に対し、計算関係書類に係る監査報告の内容を通知しなければならない。
（1）会計監査報告を受領した日（会計監査人が通知をすべき日までに会計監査報告の内容の通知をしない場合には、監査を受けたものとみなされた日）から１週間を経過した日
（2）当該理事及び監事の間で合意により定めた日があるときは、その日
６　監事は、事業報告書及びその附属明細書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。
（1）監事の監査の方法及びその内容
（2）事業報告書及びその附属明細書が法令又は寄附行為に従い学園の状況を正しく示しているかどうかについての意見
（3）学園の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があつたときは、その事実
（4）監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
（5）業務の適正を確保するための体制の整備事項（監査の範囲に属さないものを除く。）があ

る場合において、当該事項の内容が相当でないと認めるときは、その旨及びその理由
(6) 監査報告を作成した日

7　監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、事業報告書の作成に関する職務を行った理事に対し、事業報告書及びその附属明細書についての監査報告の内容を通知しなければならない。
(1) 当該事業報告書を受領した日から４週間を経過した日
(2) 当該事業報告書の附属明細書を受領した日から１週間を経過した日
(3) 当該理事及び監事の間で合意により定めた日があるときは、その日

8　財産目録に関する監査報告の作成は、第４項及び第５項の規定を準用するものとする。

第４章　監事監査以外の職務

（理事会及び評議員会の招集）

第 11 条　監事は、第２条第４号に定める報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求することができる。

2　前項の請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

3　前項の規定により監事が理事会及び評議員会を招集する場合には、監事は、次に掲げる事項を定めなければならない。
(1) 会議の日時及び場所
(2) 会議の目的である事項があるときは、当該事項
(3) 会議が開催される場所に存しない理事又は評議員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

4　第２項の規定により監事が理事会及び評議員会を招集するには、同項の監事は、理事会及び評議員会の日の１週間前までに理事又は評議員に対し、書面又は電磁的方法（理事又は評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。

（理事会及び評議員会への出席義務等）

第 12 条　監事は、理事会及び評議員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

2　監事は、理事会及び評議員会の議事録が正確に記載されているかを確認のうえ、署名若しくは電子署名し、又は記名押印しなければならない。

3　監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
(1) 当該事項が会議の目的である事項に関しないものである場合
(2) 評議員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合（次に掲げる場合を除く。）
イ　当該評議員が評議員会の日より相当の期間前に当該事項を学園に対して通知した場合
ロ　当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合
(3) 評議員が説明を求めた事項について説明をすることにより学園その他の者（当該評議員を除く。）の権利を侵害することとなる場合
(4) 評議員が当該評議員会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合

(5) 前４号に掲げる場合のほか、評議員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

（監事の同意事項）

第 13 条　監事は、次の各号に掲げる監事の同意を要する事項について、その可否を決定する。

(1) 監事の選任に関する議案を、理事が評議員会に提出する場合の監事の過半数の同意

(2) 理事が任務を怠ったことによる学園に対する損害賠償責任の免除に関する議案を、理事が評議員会に提出する場合の各監事の同意

(3) 会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の報酬等を理事が定める場合の監事の過半数の同意

(4) 学園が、理事及び清算人並びにこれらの者であった者の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解をする場合の各監事の同意

（監事による理事の行為の差止め）

第 14 条　監事は、理事が学園の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によって学園に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求する訴えを提起することができる。

（学園と理事との間の訴えにおける法人の代表）

第 15 条　学園が理事（理事であった者を含む。以下この条において同じ。）に対し、又は理事が学園に対して訴えを提起する場合には、当該訴えについては、各監事が学園を代表する。

２　評議員会が学園に対し、理事、会計監査人又は清算人の責任を追及する訴えの提起を求め、学園が当該求めを受ける場合は、各監事が学園を代表する。

（会計監査人の解任等）

第 16 条　監事は、会計監査人が、学園寄附行為第 53 条第１項のいずれかに該当すると認めるときであって、評議員会の招集を待ついとまがないときその他緊急を要するときは、監事全員の合意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事の互選によって定めた監事は、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

２　監事は、評議員会に理事が提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定する。

３　前項の規定による議案の内容の決定は、監事の過半数の合意によって行わなければならない。

（会計監査人に欠員を生じた場合の措置）

第 17 条　会計監査人が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

２　前項の規定による一時会計監査人の職務を行うべき者の選任は、監事の過半数の合意によって行わなければならない。

第５章　監事職務体制の整備

（内部通報制度）

第 18 条　理事又は教職員は、学園に著しい損害を与えるおそれのある事実又は法令、寄附行為その他の規則・規程に反する行為等を発見したときは、直ちに理事長、副理事、専務理事、常任理事のほか、監事に報告するものとする。

2　理事又は教職員が直接監事に報告する窓口は内部監査室とし、監事に報告すべき対象事項、報告方法、報告受付後の処理手続及び関係職員の責務等は、学校法人行吉学園内部公益通報規程を準用する。
3　学園は、前項の報告をしたことを理由として、当該理事又は教職員等に対し、解雇、減給、降格その他の不利益な取扱いを行ってはならない。

（内部監査室との連携）
第 19 条　監事は、学園の業務及び理事の職務執行状況を監査し、及びその他の職務を遂行するに当たり、学園における内部監査を行う内部監査室と情報を共有し、必要に応じ協力して調査を行う等の連携により、学園の監査業務の改善及び合理化に努めなければならない。

（会計監査人との連携）
第 20 条　監事は、学園の財産の状況を監査するに当たり、会計監査人から報告を求め、必要に応じ会計監査人に対し専門的事項の調査を委任することができる。
2　監事は、効率的な学園の監査業務を行うために、会計監査人と綿密な情報交換を行う等により、連携を図るものとする。

（学園の責務）
第 21 条　学園は、前３条の体制整備に努めなければならない。

（職員の配置等）
第 22 条　学園は、監事の職務を補佐するものとして、監事の求めにより独立性を有する職員を配置するものとする。
2　職員は、監事の指揮命令下で業務を行い、監事以外からの指揮命令を受けないものとする。
3　監事がその職務の執行について学園に対して費用の前払いの請求又は支出した費用等の請求をしたときは、学園は、速やかに相当額を支払うものとする。

第６章　補則

（改　廃）
第 23 条　この規程の改廃は、評議員会の意見を聴き、理事会の議を経て理事長が行う。

附　則
1　この規程は、令和８年４月１日から施行する。
2　この規程の施行に伴い、行吉学園監事監査規程（平成 24 年 6 月 1 日付制定）は令和８年３月 31 日をもって廃止する。